

東北地方太平洋沖地震に係る支援情報

東北地方太平洋沖地震による震災に遭われた方々、ご親族や知人、関係者を含め皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

各関係機関から、震災による被害についての支援策が発表されています。今後も追加的な措置が行われることが予想されますが、現時点における情報をまとめましたのでご参照ください。震災による被害からの一日も早い復旧、復興の一助となれば幸いです。

また、詳細については弊事務所でも相談対応いたしますので、お問い合わせください。

1. 資金繰り、緊急融資等

震災で被災された方や震災の影響により売上等が減少した方を対象とする緊急融資・返済相談・利率の引き下げなど、中小企業の復興について各関係機関により支援が行われています。条件や融資額等が制度により異なりますので必ずご確認ください。また、具体的な資金繰り対策や資金繰り計画の見直しなどについて弊事務所でも個別に相談対応しております。

【中小企業庁】（セーフティネット保証（5号）の対象業種拡大、対象企業拡大）

平成23年度上半期については原則全業種（82業種）を対象とし、売上高等の基準については下記②の基準が追加され、①または②のいずれかの基準を満たすことが要件とされました。

①最近3か月の売上高等が前年同期に比して5%以上減少していること。

②平成23年東北地方太平洋沖地震の発生後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

（連絡先）各区市町村

【日本政策金融公庫】

本災害により被害を受けられた企業の皆様を対象とした「災害復旧貸付」や農林漁業者の皆様を対象とした「農林漁業セーフティネット資金」の融資が実施されています。また、災害復旧貸付の利率引き下げ措置、返済相談についても個別対応を実施しています。

（連絡先）平日（9時から19時）：0120-154-505

土日祝日（9時から17時）：小規模企業（小口資金）0120-220-353

中小企業（長期資金）0120-327-790

農林水産事業 0120-926-478

【東京都】

本災害により損失を受け、り災証明を受けた都内全域の中小企業者の皆様を対象に「業災害復旧資金融資」が実施されています。

（連絡先）東京都産業労働局金融部金融課：03-5320-4877

【その他金融機関】 災害復旧支援融資の取扱いを開始しています。

藤間事務所お問合せ先：03-5201-6605（コンサル部 山岸・上野・今井）

2. 保険・共済からの資金手当て

● 小規模企業共済「災害時貸付」

災害被害を受けた小規模企業共済契約者に対する「災害時貸付」が実施されています。

- ①原則として即日の融資、②貸付金利の無利子化、③貸付限度額の引き上げ、
- ④償還期間の延長、据置期間の設定が実施されています。

また、被災契約者の共済掛金の納付期限を当面6カ月延長する措置も実施されています。

● 倒産防止共済制度「掛金の納付期限の延長等」

被災契約者の納付期限を当面6カ月延長する措置が実施されています。

● 生命保険契約

①保険料払込猶予期間延長

災害救助法適用地域について、申し出により最長6ヶ月猶予期間を延長しています。

②保険金・給付金、契約者貸付金の簡易迅速支払

災害救助法適用地域について、申し出により簡便迅速な取扱いを実施しています。

③災害死亡保険金の全額支払

一般的に、災害関係特約は約款上に、地震等による災害関係保険金・給付金を削減したり支払わない場合がある旨が規定されていますが、今回は災害関係保険金・給付金を全額支払うことが決定されています。

● 生命保険契約の契約者貸付

契約者が、解約返戻金の範囲内で保険会社から貸付を受けることができる制度で、資金の用途は問われません。解約返戻金のある(=貯蓄性のある)保険が対象です。手続き後1週間以内に送金されます。

● 地震保険

地震による火災は、火災保険では補償されません。地震に備えるには地震保険が必要です。

*火災保険から「地震火災費用保険金」をお支払いできることがあります。

保険金額×5% (ただし1敷地内300万円限度)

(地震保険は 警戒宣言発令後は 新たな契約や増額はすぐにできません。)

藤間事務所お問合せ先：03-5201-6620 (法人3課 宮崎)

3. 助成金等について

震災の影響で従業員を休業させ「休業手当」を支払った場合、国がこの8割を助成してくれます。

- 交通手段の途絶により、従業員が出勤できない、原材料の入手や製品の搬出ができない、来客が無い等のため事業活動が縮小した場合。
- 事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や部品の調達が困難なため早期の修復が不可能であり生産量が減少した場合。
- 避難指示など法令上の制限が解除された後においても、風評被害により観光客が減少したり、農産物の売り上げが減少した場合。
- 計画停電の実施を受けて、事業活動が縮小した場合。

上記の場合で、事業主が従業員の雇用を維持するために、一時的に休業等を行った時、当該休業等に係る休業手当相当額等の一部（中小企業で原則8割）を助成する制度です。

藤間事務所お問合せ先：03-5201-6610（人事労務指導部 松村・渡邊・須貝）

4. 税務上の取扱いについて

今回の震災に関する特例等として国税庁より「申告期限の延長措置」、「寄付金・義援金の取扱い」が公表されています。従前からの取扱いのほか、今後、阪神淡路大震災と同様な特別措置が制定されることも予想されます。

① 国税に関する申告・納付等の期限の延長措置

●青森、岩手、宮城、福島、茨城の5県について、国税の申告・納付等の期限の延長が行われています。延長後の期限については別途告示されることになっており、現時点では未定となっています。

●上記5県以外の地域についても、交通・通信・ライフラインの遮断等により申告・納付等ができない場合には「災害による申告、納付等の期限延長申請書」の提出により期限延長が認められます。

税務署では震災で申告手続きに支障が生じた場合には、個々の事情に対応しています。震災の影響で期限後申告になってしまった方は、申告の際に「申告、納付等の期限延長申請書」を提出してください。

② 震災関連の寄附金や義援金等を支出した場合

●個人の方が義援金等を寄附した場合には、その義援金等が「特定寄附金」に該当するものであれば寄附金控除の対象となります

●法人が義援金等を寄附した場合には、その義援金等が「国又は地方公共団体に対する寄附金」（国等に対する寄附金）、「指定寄附金」に該当するものであれば、支出額の全額が損金の額に算入されます。

●次に掲げる義援金等が上記の寄付金控除、全額損金の対象になります。

(イ) 国又は地方公共団体に対して直接寄附した義援金等

(ロ) 日本赤十字社の「東北関東大震災義援金」口座へ直接寄附した義援金、新聞・放送等の報道機関に対して直接寄附した義援金等で最終的に国又は地方公共団体に抛出されるもの

(ハ) 社会福祉法人中央共同募金会の「各県の被災者の生活再建のための義援金」として直接寄附した義援金等

(ニ) 社会福祉法人中央共同募金会の「地震災害におけるボランティア・NPO活動支援のための募金」（平23.3.15財務省告示第84号）として直接寄附した義援金等

(ホ) (イ) から (ニ) 以外の義援金等のうち、寄附した義援金等が、募金団体を通じて、最終的に国又は地方公共団体に抛出されることが明らかであるもの（以下「募金団体を經由する国等に対する寄附金」といいます。）

※募金団体が受ける義援金等が、最終的に国や地方公共団体に抛出されるものであることが新聞報道、募金要綱、募金趣意書等で明らかにされており、そのことが税務署において確認できれば、上記（ホ）の「募金団体を經由する国等に対する寄附金」に該当するものと取り扱われます。

③災害の場合の取引先に対する売掛債権の免除等

法人が災害を受けた取引先に対して、その復旧を支援するために一定の期間内に売掛金、貸付金等を免除した場合の損失で一定のものは寄付金、交際費等に該当せず、全額損金になります。

④取引先に対する災害見舞金

法人が、被災前の取引関係の維持、回復を目的として一定の期間内にその取引先に対して行った災害見舞金の支出又は事業用資産の供与若しくは役務の提供のために要した費用で一定のものは、寄付金、交際費等に該当せず、全額損金になります。

⑤自社製品等の被災者に対する提供

法人が不特定又は多数の被災者を救援するために緊急に行う自社製品等の提供に要する費用で一定のものは、寄付金、交際費等に該当せず、全額損金になります。

⑥資産の評価損

棚卸資産や固定資産が災害により著しく損傷した場合には、一定額の評価損を計上することができます。

藤間事務所お問合せ先：03-5201-6515（法人部 竹内・松本・市原）